

第42期報告書

(2022年10月1日～2023年9月30日)

株式会社ピクセラ

事業報告

(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループの2023年9月期連結会計年度においては、引き続きウクライナ情勢長期化による資源や原料供給網の弱体化、為替の円安進行などで、原材料価格や光熱費をはじめとした各種コストのかつてない高騰が発生し、収益性の改善においては厳しい状況となりました。

当社をとりまく環境といたしましては、依然として続く世界的な半導体部品の供給不足、円安による原材料・物流コストの急激な上昇の影響を受けました。また急激な物価上昇による家計や企業への影響で、AV、家電製品の民生機器需要の減退が重なり、AV関連事業、家電事業の売上高が減少となりました。

また、当社は、これまで、テレビチューナー関連製品を中心に製品展開をしてまいりました。しかしながら近年、消費者の需要はテレビからYoutubeやその他インターネット上のストリーミングサービスへ移行し、テレビ市場の縮小が顕著になり、当社のコア技術であるテレビチューナー周辺ソフトウェアの技術ニーズが大きく低下している状況がありました。需要の減少による業績の悪化をリカバーすべく、製品ラインナップの整理、製品の魅力を伝えるコミュニケーション戦略や製品デザイン、Webサイトの充実などありとあらゆる対応策を検討・実施してきました。

しかし、当社の事業を取り巻く環境は日々悪化しており、テレビチューナー関連製品のニーズ減少の流れが回復することは見込めないと判断し、当社のコア技術であるテレビチューナー周辺技術開発の大幅なコスト削減及び縮小を実施することが当社の事業継続のために不可欠であるとの結論に至り、構造改革の実施を決定しました。

当連結会計年度においては「事業の選択と集中」、「取締役の交代」、「大阪本社の返却」の実施を順次進めて参りました。2023年6月12日には、大阪本社の移転が完了いたしました。

構造改革の着実な実施を進めており、月々の固定費を大幅に削減し、収益構造や事業構造を転換することによって、黒字構造への転換を図ってまいります。

AV関連事業においては、ChatGPTに代表されるAI技術のAV関連事業への活用へ向けた研究の成果を順次リリース開始し、研究開発と並行して事業化に向けた取り組みを行い、一部のソリューションの実証実験を開始しました。また、テレビキャプチャー関連、IoT関連では、新製品を投入しました。

また、家電事業においては、調理家電分野、季節家電分野、理美容家電分野の新規開発を積極的に行い、SNSを通じて製品ブランドのマーケティングを推進するとともに、マーケットのニーズに応じた新製品のマーケティング、企画、開発及び販売と大手EC事業者向けOEM製品の販売にも注力してまいりました。

これらの結果、売上高は14億51百万円（前期比27.7%減）、営業損失は12億38百万円（前期は12億39百万円の営業損失）、経常損失は12億51百万円（前期は12億63百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は14億13百万円（前期は13億31百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

〔AV関連事業〕

ホームAV関連製品に関しましては、新SoC用新4K衛星放送対応TVスタックソフトウェアのターンキーソリューションの家電メーカーでの採用は継続していますが、そのロイヤリティの売上高が33百万円（前期比37.2%減）となりました。Xit-AirBox/Xit-Stickは、前期より引き続き低調に推移し、売上高はそれぞれ1億83百万円（前期比49.7%減）、44百万円（前期比31.2%減）となりました。EWBS対応の海外向けSTBは新規引き合いは継続的にあるものの受注前の段階であり、売上高は1百万円（前期比86.1%減）となりました。一方、業務ブランド「BIZmode」と「BIZmode」を元に開発したサイネージ事業ブランド「pipico」でのAndroid TV搭載の4Kスマートチューナー、4K衛星放送対応スマートテレビの受注およびソフトウェアロイヤリティは引き続き好調に推移し、34百万円（前期比119.1%増）となりました。その他として発売済みSTBの追加販売およびソフトウェアの有償保守費用等で42百万円（前期比8.5%増）の売上高があり、その結果、売上高は3億39百万円（前期比39.8%減）となりました。

IoT関連製品に関しましては、LTEドングルMT100シリーズは、売上高が84百万円（前期比28.4%減）となった一方、4GLTEルーターの売上高は64百万円（前期ゼロ）となりました。その他、修理費などで売上高は20百万円（前期比7.2%増）となりました。その結果、売上高は1億70百万円（前期比23.2%増）となりました。

パソコン向けテレビキャプチャーをはじめとするテレビキャプチャー関連製品に関しましては、全体で売上高は2億12百万円（前期比2.7%増）となりました。

そのほかに、カメラバンドルソフトの保守等のその他売上高が、12百万円（前期比2.4%増）となりました。

以上の結果、当事業の売上高は7億35百万円（前期比37.0%減）、セグメント損失（営業損失）は2億65百万円（前期はセグメント損失2億74百万円）となりました。

〔家電事業〕

家電事業におきましては、地上波のTV放送、雑誌等各種メディアで大きく取り上げられ、Re・Deブランド、A-Stageブランド共に認知を拡大し人気商品となりました。また、Re・Deブランド第三弾の新製品Re・De Hairdryを2022年12月より販売を開始し、Re・De Kettle、Re・De Potと共に販売開始からSNSを中心に順調に認知を拡大し、前期より利益が増加となった一方で売上は減少となりました。

Re・Deブランドの製品群につきましては、家電事業全体の売上高に対し、売上構成比は34.9%（前期は28.3%）となりました。ヘアドライヤーの売上高は62百万円（前期ゼロ）、電気ケトルの売上高は38百万円（前期比18.2%減）、電気圧力鍋の売上高は148百万円（前期比22.3%減）となりました。

A-Stageブランドの製品群につきましては、調理家電において2023年1月より販売を開始した炊飯器（マルチライスポット）の売上高が大幅に増加しました。生活家電では洗濯機及びスティッククリーナー、白物家電の冷凍庫の売上高が大幅に増加しました。一方、テレビ製品等の黒物家電の売上高は大幅に減少となりました。

カテゴリ別の売上高としては、冷蔵庫や冷凍庫等の白物家電は売上高3億2百万円（前期比19.6%減）、Re・Deブランド、A-Stageブランドを合わせた調理家電は売上高2億30百万円（前期比23.8%減）、4K関連製品や液晶TV、ポータブルDVDプレーヤー等の黒物家電は売上高47百万円（前期比45.3%減）、生活家電等は売上高64百万円（前期比12.1%減）、理美容家電等その他売上高70百万円（前期比5,855.8%増）となりました。

以上の結果、当事業の売上高は7億15百万円（前期比14.8%減）、セグメント損失（営業損失）は3億61百万円（前期はセグメント損失3億81百万円）となりました。

（注）各セグメントのセグメント損失（営業損失）は、各セグメントに配分していない全社費用6億11百万円（前期比4.8%増）を配分する前の金額であります。

事業別売上高

事業の名称	金額(百万円)	構成比(%)
A V 関 連 事 業	735	50.7
家 電 事 業	715	49.3
合 計	1,451	100.0

以上のような結果を踏まえ、当期の配当金につきましては、誠に遺憾ながら引き続き無配とさせていただきます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資の状況

ソフトウェアに72百万円、工具、器具及び備品に15百万円、建物に4百万円の投資を行いました。

(3) 資金調達状況

転換社債型新株予約権付社債の発行により2億50百万円、新株予約権の行使により3億85百万円調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において、6期連続で営業損失を計上していること及び10期連続で営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループでは、当該状況を解消するため、以下の施策を実施しております。

① 事業の選択と集中

AV関連事業においては、これまでTVチューナー周辺のソフトウェア開発を中心に事業を展開してまいりました。ただし、昨今の「TV離れ」やTVコンテンツのインターネットにおける再配信により、当社のコア技術であるTVチューナー周辺のソフトウェア開発のニーズが大幅に減少しました。これに対し、製品ラインナップの整理、製品の魅力を伝えるコミュニケーション戦略や製品デザイン、Webサイトの充実など様々な策を実施し、考える全ての手段を講じましたが、市場ニーズの減少には抗えず、TVチューナー周辺のソフトウェア開発プロジェクトの選択と集中を実施し、今後大きな成長性が見込まれるchatGPTをはじめとする生成系AIに関連する開発及びウェルネスやヘルスケアに関連する製品やサービスの開発に大きくシフトすることといたしました。

また、その他の短期的に売上を見込むことができない製品については、原則として開発・保守を停止致します。コスト削減後の売上や収益については、現状で見込みを立てることは非常に難しいものの、収益性の優れないプロジェクトを廃止することで、効率化を進め、収益構造を改善してまいります。

家電事業においては、「心地をリデザインする」をコンセプトにウェルネスブランドとしてリブランディングを行ったRe・Deとミニマリスト向けジェネリック家電として展開しているA-Stageの2ブランドを中心に事業を展開してきました。そのような状況の中、今年で4年目を迎えるRe・Deがさらに成長を目指して、生活家電分野、空調関連分野に進出を予定しております。

以上の取り組みにより、安定的に売上及び利益を上げていくような仕組みづくりを推進してまいります。

② 自社製品ブランドの確立

「AV関連事業」及び「家電事業」のそれぞれについて、ブランドコンセプトや製品の認知を目的としたブランディング及びマーケティングに注力してまいります。具体的な施策としましては、CRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）を活用したカスタマーエクイティの向上やメディア、SNSを通じたプロモーション、オウンドメディアの育成、グループブランディングの確立等の施策を行ってまいります。

③ 経営戦略資金の確保

当連結会計年度においてEVO FUNDを割当先とする第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（行使価額修正条項付）、第16回新株予約権及び第17回新株予約権を発行しました。

第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（行使価額修正条項付）につきましては、当連結会計年度において全ての新株予約権の行使が行われ、2億50百万円全額が資本金及び資本準備金に振り替えられました。

第17回新株予約権につきましては、当連結会計年度において全ての新株予約権が行使され3億85百万円調達しました。

第16回新株予約権につきましては、「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載のとおり、2023年10月1日から2023年11月29日までに行われた権利行使により65百万円の資金調達が行われました。なお、「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載のとおり、第16回新株予約権につきましては、2023年12月において、残存する全ての当該新株予約権を取得するとともに、取得後直ちに消却しております。

また、「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載のとおり、第7回無担保普通社債50百万円、第8回無担保普通社債50百万円を発行しました。

さらに、「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載のとおり、2023年11月29日開催の取締役会において、2023年12月28日開催予定の第42期定時株主総会に、EVO FUNDを割当予定先とする第18回新株予約権及び第19回新株予約権の発行について付議することを決議しております。第18回新株予約権及び第19回新株予約権が権利行使された場合には、それぞれ8億18百万円及び4億円の資金調達が可能であります。

引き続き、必要に応じて事業資金の確保を図ってまいります。

④ 固定費削減と原価低減コスト削減による収益体質への構造改革

当社のテレビチューナー関連の開発を大幅に縮小し、当社取扱製品を売上が見込める製品に絞る施策の実施に伴い、対象人員の退職勧奨を実施いたしました。2023年3月末時点において、製品事業本部の約60%の人員の削減を実施いたしました。また、2023年6月12日には、大きな固定費用の発生源となっていた大阪本社オフィスから退去いたしました。

さらに、「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載のとおり、更なる経費の削減のため、当社グループ全従業員の約20%の人員を削減、東京オフィスの移転等を実施する構造改革の実施を決議しております。月々の固定費を大幅に削減し、収益構造や事業構造を転換することによって、黒字構造への転換を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第39期 (2020年9月)	第40期 (2021年9月)	第41期 (2022年9月)	第42期 (当連結会計年度) (2023年9月)
売 上 高 (千円)	3,735,813	3,329,122	2,007,985	1,451,166
経 常 損 失 (千円)	1,095,281	892,776	1,263,664	1,251,329
親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	1,240,234	937,291	1,331,924	1,413,569
1株当たり当期純損失 (円)	15円57銭	7円13銭	6円99銭	3円49銭
純 資 産 (千円)	1,344,820	1,885,084	1,308,448	528,480
総 資 産 (千円)	1,981,565	2,385,946	1,742,318	980,430

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第41期の期首より適用しており、第41期以降の財産及び損益については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

2. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社 R f S t r e a m	12百万円	100.0%	半導体、電子機器用部品等の開発・製造・販売
株式会社 A - S t a g e	50百万円	100.0%	家庭用電気製品の企画、製造、販売等

(注) 株式会社 R f S t r e a m については、2020年9月30日付で休眠会社となりました。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の 合 計 額	当 社 の 総 資 産 額
株式会社 A - S t a g e	東京都港区新橋一丁目 9番5号	398百万円	1,014百万円

④ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
b i z ・ C r e a v e 株式会社	10百万円	39.0%	Webメディア事業 アフィリエイト事業

(11) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

事業の名称	主要製品及び事業内容
A V 関 連 事 業	デジタルテレビチューナー、Windows及びMac向けテレビキャプチャー、 地上デジタル液晶テレビ、地上デジタルチューナー、 地上デジタル放送対応TVスタックソフトウェア、 地上デジタル放送受信モジュール、 新4K8K衛星放送対応液晶テレビ、新4K8K衛星放送対応チューナー、 新4K8K衛星放送対応TVスタックソフトウェア、 地上デジタル/新4K8K衛星放送対応ターンキーTVスタックソフトウェア(ラ イセンスサービス)、 キャプチャーSDK、ムーブエンジン、 テレビ視聴アプリケーション「Xit」シリーズ、 ホテル/病院等向けBizModeソフトウェア(月額課金サービス)、 サイネージ向けPipicoソフトウェア(月額課金サービス)、 USB接続LTE Dongler、 4G LTEルーター
家 電 事 業	オリジナルデザイン白物・黒物、生活家電、調理家電、 冷蔵庫、冷凍庫、 地上デジタル液晶テレビ、液晶モニター、ポータブルDVDプレイヤー、ポ ータブルブルーレイプレイヤー、洗濯機、加湿器、掃除機、 炊飯器、フライヤー、ワインクーラー、電子レンジ、オーブントースタ ー、電気圧力鍋、電気ケトル、ヘアドライヤー

(12) 主要な営業所 (2023年9月30日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社 大阪市西区立売堀一丁目4番12号 立売堀スクエア5階
 東京営業所 東京都港区新橋一丁目9番5号 KDX新橋駅前ビル3階

② 子会社

株式会社RfStream 大阪市西区
 株式会社A-Stage 東京都港区

(13) 従業員の状況 (2023年9月30日現在)

① 当社グループの状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
76名	44名減

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
46名	42名減	46歳10ヶ月	14年2ヶ月

(注) 当社の従業員数には、子会社からの出向者を含めておりません。

(14) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,010,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 662,027,658株
- (3) 株主数 45,853名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	30,688	4.64
株式会社 S B I 証券	18,709	2.83
楽天証券株式会社	17,834	2.69
松井証券株式会社	7,895	1.19
藤井和也	6,000	0.91
平野源三	5,335	0.80
岡田教男	4,888	0.74
中澤和光	4,206	0.63
大原洋子	3,824	0.58
井上剛	3,500	0.53

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて記載しております。
2. 持株比率は自己株式 (118千株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	藤 岡 毅	(株)A-Stage代表取締役、biz・Creave(株)取締役、(株)エス・エス・ディ代表取締役、(株)RfStream代表取締役
取 締 役	上 田 賢 嗣	ソフトウェア開発本部長
取 締 役	廣 岡 大 輔	製品開発本部長
取 締 役	遠 藤 暢 克	法人営業本部長
取 締 役	水 野 陽 太	EVOLUTION JAPAN証券(株)ディレクター
常 勤 監 査 役	島 田 守	
監 査 役	野 垣 浩	野垣浩公認会計士・税理士事務所所長
監 査 役	甲 立 亮	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー

- (注) 1. 代表取締役社長藤岡毅氏は、2023年8月31日付で(株)RfStream代表取締役に就任いたしました。
2. 2023年2月16日開催の臨時株主総会において、上田賢嗣氏、廣岡大輔氏、遠藤暢克氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役のうち水野陽太氏は、社外取締役であります。
4. 監査役のうち野垣浩氏、甲立亮氏は、社外監査役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 監査役野垣浩氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役甲立亮氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する幅広い知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社 における地位	氏 名	退任時の担当及び 重要な兼職の状況	退 任 日
代表取締役社長	藤岡 浩		2023年2月16日
取締役	池本 敬太	(株)Rfstream代表取締役	2023年2月16日
取締役	堀 伸生	製品事業本部長	2023年2月16日

- (注) 代表取締役藤岡浩氏、取締役池本敬太氏、取締役堀伸生氏は、辞任による退任であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容は以下のとおりであります。

当該契約の被保険者は、当社及び当社の子会社の全ての取締役、監査役であり、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することになった訴訟費用及び損害賠償金（保険約款に基づく免責事由に該当するものを除く。）を補填することとし、その保険料は会社が全額負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その内容は以下のとおりであります。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、金銭による固定報酬としての基本報酬のみとし、役位、職責、在任年数に応じた適正な水準としております。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決定した報酬総額の範囲内で、役位、職責、在任年数に応じ業績、他社水準等をも考慮し、総合的に勘案して決定しております。

③ 取締役の個人別の報酬の内容についての決定の方法に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、当社と同程度の事業規模や同じ業種・業態の企業の水準をベンチマークとしつつ、報酬決定の方針に従い取締役会で決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	61,100 (6,000)	61,100 (6,000)	— (—)	— (—)	8 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13,600 (7,600)	13,600 (7,600)	— (—)	— (—)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社の取締役の報酬等は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において規程に則り行われ、貢献度、財務状況、経済情勢を考慮のうえ取締役会でこれを決定し、また、監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。
3. 取締役の報酬限度額は、1997年8月26日開催の臨時株主総会において月額20,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、1997年8月26日開催の臨時株主総会において月額2,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。
5. 当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容は、「3. 会社役員に関する事項(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載の役員報酬制度に基づいて決定されているため、取締役会として、報酬等の内容は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものと判断しております。
6. 有償新株予約権は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであるため、上記の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額には含めておりません。有償新株予約権については、「会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。
7. 当事業年度末の人員は、取締役5名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、2023年2月16日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでいるためであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	水野陽太	EVORUTION JAPAN証券(株)	ディレクター	当社が発行した新株予約権の第三者割当先であるEVO FUNDが属するEVOLUTIONグループの証券会社です。
監査役	野垣 浩	野垣浩公認会計士・税理士事務所	所長	重要な取引関係はありません。
監査役	甲立 亮	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業	パートナー	重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	水野陽太	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、経営に有用な発言を積極的に行い、社外取締役としての役割を適切に果たしております。
監査役	野垣 浩	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、監査役会13回のうち11回に出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から意見を述べております。
監査役	甲立 亮	当事業年度開催の取締役会13回の全て、監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第20条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が12回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 あおい監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました新月有限責任監査法人は、2022年12月23日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の合計額	24,300千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,300千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬の見積りの算定根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての基本方針の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は、当社が法令・定款を遵守した企業活動を経営の基盤とすることを認識するとともに、コンプライアンスを遵守した組織・体制・施策を整備する責任を有し、管理部門担当取締役は、コンプライアンスに対する取り組みを全社横断的に推進する。
- ・内部監査室は、コンプライアンス遵守状況を監査し、代表取締役社長並びに必要に応じて取締役会及び監査役会に報告する。
- ・法令ほか当社社内規程等に違反、またはその恐れがある行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を整備・運用し、不正行為等の早期発見及び是正を図り、法令遵守体制の強化に努める。
- ・財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努める。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応する。その体制として、対応部署を管理部とし、社内関係部署及び外部専門機関（県・企業防衛対策協議会等）との協力体制を整備する。

②取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社文書管理取扱規程に従い、適切に保存・管理・運用する。また、取締役及び監査役の要望があるときはこれを閲覧に供する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役は、リスクを管理するための体制・施策を整備する責任を有し、管理部門担当取締役は、リスク管理に対する取り組みを全社横断的に推進する。
- ・不測の事態が生じた場合、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の支援を得て早急に対処し、損失を最小限に抑える。

④取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役は、職務分担を明確化し、職務権限規程・職務分掌規程に基づき権限の委譲を行い、業務の効率的な遂行を図る。
- ・定時取締役会は毎月1回開催する。また必要に応じ臨時に開催し、業務執行上の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を報告する。
- ・取締役会にて中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を定め、各部門はその目標達成に向け業務を遂行する。

- ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・内部監査室により、定期的に各部門の内部監査を実施し、使用人の職務執行の適正性及び効率性を確保し、その維持・改善に努める。
 - ・法令ほか当社社内規程等に違反、またはその恐れがある行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を整備・運用し、全使用人にコンプライアンスの徹底を図り、不正行為等の早期発見に努める。
- ⑥当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・関係会社管理者は、定期的または適時に関係会社の取締役等にその職務執行の状況その他の報告をさせ、必要に応じて当社取締役会及び関連部署に報告する。
 - ・関係会社の代表取締役自身に当該関連会社におけるリスク管理の最高責任者として管理体制を構築する義務を負わせた上で、管理状況及び事象の発生を報告させ、必要に応じて指導や是正措置を講じる。
 - ・関係会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるために、必要に応じて当社役員または従業員を取締役として派遣して密接な連携を保ちつつ機動的運営を図るとともに、当該職務に関連する当社の各部門は必要に応じて指導育成を実施する。
 - ・関係会社の取締役等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するために、当社監査役は事業の経過の概要につき報告を求め、さらに業務及び財産の状況を調査することができる。また、当社内部監査部門は、関係会社に対して当社内部監査規程に準じた内部監査を定期的または臨時に実施する。
 - ・当社は、関係会社がコンプライアンスを遵守し、独立性・独自性を堅持した企業運営を行うことを尊重する。
- ⑦監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいない。但し、監査役からその使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議の上、合理的な範囲で設置するものとする。
- ⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動及び人事考課は、監査役との協議の上決定する。また、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとする。

⑨監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人による監査役への報告体制として、取締役会への出席の他、重要な会議へは常勤監査役が出席することで業務執行に係る重要事項の報告を兼ねることとする。
- ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実を知った場合には、速やかに監査役に報告しなければならない。また、取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行に関する事項の報告を行う。
- ・関連会社の取締役等や当該取締役等から報告を受けた者は、当社関連会社管理規程に定めるところに従い、適時かつ適切に監査役に必要事項を報告する。
- ・当社監査役会規則や内部者通報規程に定めるとおり、監査役に対する報告をした者や内部通報制度の利用者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ・監査役の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針は、監査役監査基準に明記しており、当該費用等は予め予算計上しておくものとするが、緊急または臨時に支出したものについては、当社に償還請求できるものとする。

⑩その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役社長は、監査役会との間で定期的に意見交換を行う機会を設ける。
- ・監査役は必要に応じて内部監査室、会計監査人並びに顧問弁護士と協議の機会を設け、情報交換、意見交換を通じて連携を図る。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- イ) 当社取締役会は毎月1回以上行われ、当社の各部門から毎月職務の執行状況の報告を受け、取締役及び監査役との情報共有を行っております。
- ロ) 関連会社の代表取締役は、定期的に関係会社管理者または当社代表取締役にその職務執行状況等の報告を行っております。
- ハ) リスク及びコンプライアンスの管理に係る全社的な自己点検を年2回行い、取締役会に報告し状況の把握を行っております。
- ニ) 全社員を対象に情報セキュリティーに関するeラーニング教育を実施し、コンプライアンス教育に努めております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	880,855	流動負債	433,432
現金及び預金	44,071	支払手形及び買掛金	142,407
売掛金	168,484	1年内償還予定の社債	115,000
電子記録債権	28,582	未払費用	64,668
棚卸資産	529,010	未払法人税等	34,049
前渡金	30,093	契約負債	515
その他の他	80,982	賞与引当金	5,339
貸倒引当金	△369	その他の他	71,452
固定資産	86,812	固定負債	18,516
有形固定資産	0	資産除去債務	18,516
建物及び構築物	0	負債合計	451,949
機械装置及び運搬具	0	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	0	株主資本	527,000
無形固定資産	9,502	資本金	5,743,072
ソフトウェア	9,502	資本剰余金	4,641,781
投資その他の資産	77,309	利益剰余金	△9,732,815
敷金	62,651	自己株式	△125,038
その他の他	22,773	新株予約権	1,480
貸倒引当金	△8,115	純資産合計	528,480
繰延資産	12,762	負債及び純資産合計	980,430
株式交付費	7,902		
新株予約権発行費	4,860		
資産合計	980,430		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,451,166
売上原価	1,315,899
売上総利益	135,267
販売費及び一般管理費	1,374,266
営業損失	1,238,998
営業外収益	
受取利息及び配当金	12
持分法による投資利益	99
賞与引当金戻入額	10,600
為替差益	2,230
その他の	2,839
営業外費用	
支払利息	965
新株予約権発行費償却	15,521
株式交付費償却	6,535
社債発行費償却	4,946
その他の	144
経常損失	1,251,329
特別利益	
固定資産売却益	4,007
新株予約権戻入益	108
特別損失	
減損損失	24,234
構造改革費用	54,929
損害賠償金	82,199
税金等調整前当期純損失	1,408,578
法人税、住民税及び事業税	5,085
法人税等調整額	△95
当期純損失	1,413,569
親会社株主に帰属する当期純損失	1,413,569

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	522,290	流動負債	459,801
現金及び預金	18,591	買掛金	139,661
売掛金	105,275	未払金	17,575
電子記録債権	28,582	未払費用	68,600
製品	119,424	未払法人税等	33,099
原材料	156,006	契約負債	2,682
前渡金	23,612	関係会社短期借入金	80,000
前払費用	19,863	1年内償還予定の社債	115,000
未収消費税等	33,175	その他	3,179
その他	18,127		
貸倒引当金	△369		
固定資産	481,257	固定負債	18,516
有形固定資産	0	資産除去債務	18,516
建物	0	負債合計	478,317
車両運搬具	0		
工具器具備品	0	(純資産の部)	
無形固定資産	9,502	株主資本	535,013
ソフトウェア	9,502	資本金	5,743,072
投資その他の資産	471,754	資本剰余金	4,641,781
投資有価証券	327	資本準備金	4,641,781
関係会社株式	398,458	利益剰余金	△9,724,801
関係会社社債	0	その他利益剰余金	△9,724,801
関係会社長期貸付金	630,178	繰越利益剰余金	△9,724,801
敷金	62,651	自己株式	△125,038
その他	31,921	新株予約権	1,480
貸倒引当金	△651,784	純資産合計	536,494
繰延資産	11,264	負債及び純資産合計	1,014,812
株式交付費	6,404		
新株予約権発行費	4,860		
資産合計	1,014,812		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		764,944
売 上 原 価		783,500
売 上 総 損 失		18,555
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		857,326
営 業 損 失		875,881
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	11	
賞 与 引 当 金 戻 入 額	9,391	
為 替 差 益	2,809	
そ の 他	2,572	14,784
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,254	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	477	
新 株 予 約 権 発 行 費 償 却	15,521	
株 式 交 付 費 償 却	5,718	
社 債 発 行 費 償 却	4,946	
そ の 他	143	28,062
経 常 損 失		889,160
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,007	
新 株 予 約 権 戻 入 益	108	4,115
特 別 損 失		
減 損 損 失	20,797	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	773,376	
構 造 改 革 費 用	54,929	
損 害 賠 償 金	82,199	931,302
税 引 前 当 期 純 損 失		1,816,347
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,185
当 期 純 損 失		1,819,533

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年11月29日

株式会社 ピクセラ
取締役会 御中

あおい監査法人

東京事務所
指定社員
業務執行社員
指定社員
業務執行社員

公認会計士 恵 良 健太郎

公認会計士 丸 木 章 道

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ピクセラの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度において、6期連続で営業損失を計上していること及び10期連続で営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年11月29日

株式会社 ピクセラ
取締役会 御中

あおい監査法人

東京事務所
指定社員
業務執行社員
指定社員
業務執行社員

公認会計士 恵良 健太郎

公認会計士 丸木 章道

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピクセラの2022年10月1日から2023年9月30日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、6期連続で営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 あおい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 あおい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月29日

株式会社ピクセラ 監査役会
常勤監査役 島田 守 ⑩
社外監査役 野垣 浩 ⑩
社外監査役 甲立 亮 ⑩

以 上